慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	名板貸人の責任
Sub Title	Liability of a person who permitted another person to use his name
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.12 (1972. 12) ,p.40- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集・ 峯岸治三教授没後三十年
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19721215-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

名板貸人の責任

米津昭子

一　商法二三条における相手方保護の条件

商法は「自己ノ氏、氏名又ハ商号ヲ使用シテ営業ヲ為スコトヲ他人ニ許諾シタル者ハ自己ヲ営業主ナリト誤認シテ取引ヲ為シタル者ニ対シ其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務ニ付其ノ他人ト連帯シテ弁済ノ責ニ任ズ」と規定しており（商法二三条）、これは、取引の相手方を保護する規定だとされている。

ところで人が取引を行なうには、必ずしも自己名義ですることだけが許されているのではなく、他人名義でしても、更には仮空名義でしても差支えない。[1] そして、誰の名義を使用して取引しても、その取引行為の効果を自分に生ぜしめることを意欲して行為をなした者が取引上の行為者であるから、取引の効果もその者に帰属し、その者が取引についての責任を負うべきことはいうまでもない。従つて、その限りでは、取引の主体は誰かという問題であつて、表示された名義と行為者の名義が異なるときは、両者の間に同一性があるか否かが問題となり、両者の間に同一性が認められる限り、取引の相手方はそ

の者に対して責任を追求することができる。しかしながら、行為者が自己の名義以外の名義を使用して取引したときは、往々、取引の主体を認識しえないか、または認識しにくくなる不便がある。行為者が、他人名義で行為したことを奇貨として、自分に不利な場合はその責任を否定することがあるからである。そして行為者が遂に知り得ない場合には、取引上の責任を追求しえない場合も起り得るので、かかる場合に取引の相手方を保護することが取引安全の見地から必要となる。

しかしそうはいつても、行為者が仮空名義を使用した場合は、真の行為者が不明な限り、表示上の名義人たる者は存在しないから、その者に責任を追求することができないことはいうまでもない。また行為者が他人名義を使用した場合にも、これを他人の承諾なくして使用する場合と、その承諾の下に使用する場合とがあるが、承諾なしに他人名義を使用する場合は、その名義人は存在していても、取引の相手方は、その名義人に責任を追求しえないことは当然である。そこで、行為者が、承諾を受けて他人名義を使用して取引した場合だけが、その者に責任を追求しえることになるのである。もつともこの場合に、取引の相手方が、行為者に自己の名義の使用を許諾した他人（これを名板貸人という）に責任を追求することができるのは、許諾のほか、相手方が名板貸人を真実の営業主と誤認して取引したことが必要である。[2] 取引の相手方の立場からすれば、行為者が承諾なく他人名義を使用した場合は勿論、仮空名義を使用した場合でも、その表示された名義人の行為だと思つて（誤認して）取引し、そのため不測の損害を被ることがありうるが、しかし商法二三条は、個々の取引において、相手方が不測の損害を蒙つた場合だけを救済するための規定ではなく、不測の損害の有無にかかわらず、名義人の行為を誤認した者はすべて救済の対象としている。こゝにいう誤認は相手方が名板貸人の名称を信頼したことまでは必要ではない。つまり、誤認と取引との間に因果関係を必要としないから、名板貸が、行為の相手方を対象としてなされた場合に限られず、行政法上の免許可営業の場合のごとく、専ら監督官庁を念頭において名義を貸与した場合でも、取引の相手方は、この規定による保護を受けることになるのである。

そこで、名板貸人が取引の相手方に対して責任を負うのは、他人（名板貸人）が自己の名義を使つて営業をなすことを許諾したということと、更に取引の相手方が表示された名称から営業主を誤認したことが必要である。(3)

(1) 商法上も、他人名義を使つて自己の行為をなす場合を規定している。たとえば商法二三条のほか一六条、二〇一条など。

(2) 取引の相手方が、名板貸人が営業主であると誤認することにつき過失がある場合については、法律上直接の規定がないので、学説上も見解が分かれている。この点について、私は、相手方に重過失があれば名板貸人の責任も免除されると考えている（米津「名板貸人の責任について」金融法務事情六六二号四頁）。

(3) 一般に名板貸が問題になるのは、営業者が、法律上許可、認可、免許等を必要とする営業を行なうについて、営業に関する法律上の資格を有する者から資格を借りる場合、また、法律上の資格が問題にならない場合でも、自己の営業を有利に運営しようとして、他人の信用や名声を利用する場合である。

二　名板貸人の責任と禁反言法理

取引の相手方が、表示上の名義人を営業主と誤認した場合において、名義人が取引の行為者に自己の名義の使用を許諾していれば、その相手方は名板貸人に責任を追求し得る。しかし、名板貸人が名板借人に名義を使用して営業をすることを許諾したということは、本来、名板貸人と名板借人の内部関係であり、取引の相手方が表示上の名義から名板貸人を営業主と誤認したことは、この内部関係の有無に関係ないことである。それなのに、かかる場合に名板貸人が直接取引の相手方たる第三者に責任を負うのは何故であろうか。取引の効果は、直接には行為者とその相手方たる契約当事者間に生じ、原則として第三者には及ばない。名板貸人も取引上の効果を自己に受ける趣旨で自己名義の使用を名板借人に許諾したのではないから、名板貸人と第三者との間には直接取引上の効果は生じないはずである。それにも拘らず、名板貸人が第三者たる取引の相手方に責任を負う根拠は何であるかが究明されなければならない。

名板貸に関する商法の規定が設けられたのは、昭和一三年の商法改正（法第七二号）においてであるが、それ以前でも、判

例では、名板借人が善意の第三者となした取引行為について名板貸人に責任を認めていた。そこでその根拠を判例にみてみると、先ずこの点のリーディングケースとなつたのは次の事案である。すなわち名義使用料を出して支店名義を借りていた運送取扱人が、貨物引換証と引き換えずに貨物を荷受人に引き渡したため、荷送人が名義貸与者に損害賠償を請求した案件において、判例は、「其ノ損害ノ発生ハ被上告会社カ鈴木鉄太郎ニ許シテ右支店名義ヲ使用セシメタルコトニ基因スルモノニシテ被上告会社ノ通常予期シ得ヘキ範囲ニ属シタルモノト云フヘク被上告会社カ其ノ損害ニ付右ノ如キ責ニ任スルモノトスルニ非スンハ取引ノ安全ハ到底保ツコトヲ得ヘキモノニ非サレハナリ」[1]と述べて請求を認容している。

また頼母子講の管理人として講の通帳その他に自己の氏名を表示することを承諾した者に、満講の際に掛金返還義務を認めたケースでは、民法一〇九条および商法六五条（現八三条）等の規定は「取引ノ安全ヲ保護スル為法律行為ヲ為スニ当リ自己ガ責任ヲ負担スベキ地位ニ在ルガ如キ行動を為シタル者ハ其ノ真意ノ如何ニ拘ラズ之ヲ知ラザル者ニ対シテハ其ノ責ニ任ゼザル可カラズトノ法律ノ精神ニ基クモノニシテ前示法条ノ如キハ此ノ精神ノ一端ヲ明文ヲ以テ規定シタルニ過ギザルモノトス」[2]と宣言している。

更に自己の支店の営業全部を同支店の営業の主任だつた者に譲渡し、その際、引続き同所において同一営業を、従来使用してきた名義を使用してなすことを承諾した者に、売掛代金支払義務を認めたケースでは「右事実関係ノ下ニ於テハ上告人（名義貸与者）ハ右店舗ト取引ヲ為ス第三者ニ対シ其ノ事実上の経営者橋本（名義借人）ハ営業ニ関シ上告人（名義貸与者）ニ代ハリ一切ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル旨表示シタルモノト認ムルコトヲ得ヘシ従テ原審カ民法第一〇九条ニ依リ本件取引ニ付上告人ヲシテ其ノ責ニ任セシメタルハ正当」であると判決している。[3]

以上の点からみると、名板貸人が取引の相手方たる第三者に責任を負う根拠は、取引安全の見地から、民法一〇九条や民法八三条の立法趣旨に含まれる表示による禁反言法理（estoppel by representation）の精神にあるとするが、他人に自己の名

義を貸与することは、民法一〇九条にいわゆる他人に代理権を与えた旨を表示したことになるとして、表見代理（Scheinvollmacht）になるとしているようである。名板貸が商法上の制度にまで高められた今日では、少くとも、他人に名義の使用を許諾したことは、他人に代理権を与えた旨を表示したことになるとして代理権を擬制し、又は同規定を類推する必要はない。しかし今日学説の多くは、名板貸人に責任を認めた根拠を英米法における禁反言法理（estoppel）に求めている[4]ので、商法二三条の規定の理解の意味で、英法上一般にいわれる禁反言法理にふれてみよう。といつても、ここで英法において極めて重要な禁反言法理（estoppel）について深く考察することはできないが、本稿に必要な限度においてこれを述べれば、禁反言とは、他人に一定の事実を信ずるように語り、または行為した者は、後日その事実を否認することは許されないという法理であるとされている[5]。すなわち禁反言の法理によると、ある者が自己の行為または捺印証書に反する主張をすることを法律上禁止されるのである。そして禁反言は、一般に(1)法廷記録による禁反言（estoppel by matter of record）、(2)証書による禁反言（estoppel by matter in writing）、(3)法廷外の行為による禁反言（estoppel by matter in pais）の三種に分けられるが、法廷記録による禁反言は、丁度判決に既判力が認められるようになつたのと同様、国家の権威を保持し、濫訴の弊害を防ぐために認められたのであるが、これに対して他の二種は、当事者の行動に基づくものであるから、近時、禁反言を、既判力による禁反言（estoppel per rem judicatum）と表示による禁反言（estoppel by representation）の二種類に分け、証書による禁反言と法廷外の行為による禁反言とを、この表示による禁反言の中に包含せしめるようになつた[6]。そして表示による禁反言には、(イ)表示者・被表示者（表示の相手方）間に、言語・挙動または黙示もしくは不作為（表示者が被表示者に対して発言または作為の義務ある場合）によつて表示がなされたこと、(ロ)表示者が事実上表示意思を有していたか、もしくはその意思の存在を推定しうる場合であること、(ハ)被表示者側において、その表示に信頼して不利益にその利害関係を変更したこと、の要件がそなわらなければならない[7]。

もつとも「表示による禁反言」(estoppel by representation) は、独法上の外観理論 (Rechtsscheintheorie) と一致するが、外観理論が、経済的合理性を求める法律行為又は意思表示に関する理論として展開したのに対し、禁反言法理は、真実表示の奨励、背徳行為に対する法的保護の拒絶という公序良俗観念の発現として倫理的規範を基礎として発展したものであつて、[8][9] 両者[10]の由来は必ずしも同一ではない。そして名板貸の場合における被表示者の誤認という点は、この外観理論から来ているとみるべきであろう。

このようにみてくると、表示による禁反言は、人の行動につき、信義則に基づいて認められた法理ということができる。これを名板貸人の行為にあてはめてみれば、名板貸人は、自己の名義を使用して営業をなすことについて許諾したが、許諾した相手は取引の行為者であつて、取引の相手方にではない。そして行為者はその許諾に基づいて他人名義で取引し、その結果、取引の相手方は、名板貸人を営業主と誤認するに至つたのである。すると、名板貸人は、表示したといつても間接的であり、このような場合にも第三者に対し表示があつたといえるかが問題となろう。伊沢教授は、この点「法律上被表示者と見らるゝは、単に直接に表示を受けたる人のみならず、間接とは言へ其の人に表示の通達すべきことを予期し又は予期すべき人であつて、現にその表示によつて利害関係に変更を受けたる者をも包含する。表示が直接（物理的意義に於いて）になされた場合に於ける被表示者、自己の代理人を通じて被表示者となりたる本人、其の機関に対する表示によつて被表示者となりたる法人が被表示者と見られることは言ふ迄もないが、直接の被表示者と何等特殊の法律関係の下に立つて居ない第三者も亦特別の事情又は取引の慣習によつて被表示者と見られる場合がある。固より表示者の自問自答を洩れ聴きしたる第三者の如きは被表示者たり得ないが、表示者が其の第三者に表示が通達されることを欲し、又は少くも第三者が表示を知るに至るべきことを予想してなしたるものと推定される表示ある場合即ち之である[11]」と説明される。名板貸の場合、名板貸人は、自己の名称を使用して営業をなすことを許諾したのであるから、行為者が自己の名義を使用して第三者との間に取引をなす

ことを予知しているはずである。すなわち、名板貸人は少くとも第三者が表示を知るに至るべきことを当然予想して表示をなしたものといえる。

（1）大判昭和四・五・三民集八巻七号四四七頁。
（2）大判昭和五・一〇・三〇民集九巻一一号九九九頁。
（3）大判昭和一五・四・二四民集一九巻一〇号七四九頁。
（4）石井照久・商法Ⅰ㈠一一〇頁、松岡誠之助・演習商法一五〇頁、大隅健一郎・商法総則一八九頁。西原寛一「日本商法論」三八四頁、伊沢・前掲書一三九頁。なお、本条に相当する規定は外国の立法例の中にもほとんどその例を見ない。それらの国では、この種の問題を一種の不法行為としているものが多い。
（5）谷口知平・英米契約法原理九九頁。
（6）伊沢孝平・表示行為の公信力二八頁以下。
（7）伊沢・前掲書五四頁、峯岸治三・イギリス証拠法研究五二〇頁以下。
（8）石井照久「商法における外観主義」商法上一七頁、伊沢・前掲書四四頁。
（9）今日商法上外観主義といわれるものはこの英法上の禁反言法理と独法上の外観理論の上にたつといわれ、わが商法上もこの規定のほか禁反言法理に基づく規定とされているものは非常に多い。たとえば商法一四条、二六条、二七条、二八条、三八条三項、四二条、四四条、八三条、九三条、一三六条以下、一五九条、一九八条、二六二条、四三八条、五三七条、五七八条、五九五条、六三九条、七〇〇条二項、七一四条、七六六条、七九五条、八三八条など。
（10）例えば保険会社が保険証券に記載せられた（recited 或は recital は formal-statement の意）申込書（proposal）に被保険者が誤表せることを理由として、保険証券に基く支払を争つた事件において、申込書は被保険者が作成したものではないという事実が発見され、保険会社は、申込がないならば保険証券も存在しえないと争つたのに対し、裁判所は、申込が記載せられた証券を発行し保険料金 Premium を受取ることによつて、保険会社は申込の存在を否認することを阻止せられる（estoppel）と判決した（pearl Insurance Co. v. Johnson, 1909）（谷口知平・英米契約法原理九九頁）。
（11）伊沢・前掲書七八頁。

三　名板貸人の責任の性質

名板貸人が取引の相手方に対して責任を負うのは、取引安全の見地から認められた禁反言の精神に基づくとすると、名板貸人の責任は、自己を営業主なりと信ずべき表示を第三者になしたことから、名板貸人が直接第三者たる被表示者に対し、営業主としての責任を負わなければならないことになる。しかしこの点を商法二三条にみると、名板貸人が商法二三条によつて責任を負うのは、名板借人が名板貸人の名義を利用して自ら独立に営業をしている場合についてである。すなわち、名板貸人の責任は、取引の相手方に対しては、本来名板借人が契約の当事者として責任を負うべきことを前提としているから、たとえば行為者が本人の代理人にすぎないときや、営業主の出張所という名称を用いていても、その出張所が営業の一部であるにすぎないときは、ここにいう商法二三条による名板貸人の責任は問題にならない。(1) この点も注意すべき点である。

つまり、商法二三条においては、名板借人の契約責任とこれと同じ内容の名板貸人の表見責任が併存することになり、名板借人の相手方に対する契約責任を前提として、名板貸人の表見責任が存することになる。そしてその両者は連帯責任となる。ところでこの関係を手形行為についてみると、通常の商取引の場合とは異なり、名板貸人が名板借人に対し、営業をなすにつき自己の名義使用を許諾し、名板借人はそれに基づいて手形行為をする場合と、名板貸人が名板借人に対し手形行為をなすにつき、自己の名義使用を許諾し、名板借人がそれに基づいて実際に手形行為をなす場合とがある。前者は正に商法二三条の問題であるが、後者は商法二三条そのものの問題ではない。その類推の当否の問題である。何となれば、後者にあつては、営業をなすについての名義使用の許諾ではなく、手形行為をなすについての名義使用の許諾であるからである。そこでは、名義使用を許諾した趣旨が、自己の名義で、自己の手形行為として許諾する場合（署名の代理の場合）と、許諾者の名義を使用して被許諾者の手形行為としてなす場合とがある。前者にあつては、手形責任を負うのは名義許諾者であるし、

後者が本問題の対象となるものである。名板貸人が他人に対し、営業をなすにつき自己の名義使用を許諾した場合と、他人が手形行為をなすにつき、自己の名義使用を許諾した場合の両者を通じて、他人が手形を振り出した場合、手形上には他人の氏名の表示はないが、その他人は、振出人としての手形上の責任を負うのであろうかが問題となる。これについては、手形面上、振出人としては名板貸人の名義しか表示されていないが、しかし現実の手形行為者は名板貸人の名義を使用した名板借人であるから、名板借人が振出人としての責任を負い、それを前提として名板貸人もこれに連帯して責任を負うという考え方が強い。[2] これは、手形行為者は誰かという点から、手形面上には表われない実質的手形行為者に振出人の責任を認めようとするものである。そしてその責任を前提として名板貸人にその連帯責任を認めようとするものである。ところが他方、これについては、商法二三条の立法趣旨は禁反言の法理に基づく名板貸人の責任が本質的なものであることから、手形についてもこの規定を適用し、手形面上名板貸人たる振出人として表示された者がまず責任を負い、その上で場合によつて名板借人が手形上の責任を負うときは合同責任を負うと解している説とがある。[3]

（1）服部栄三「商法第二三条の責任が認められた一事例」民商法三八巻三号一二六頁、石井照久「名板貸の責任」商法演習Ⅱ一三頁。

（2）高鳥正夫「手形行為と商法二三条」法研四四巻一一号九五頁。鈴木竹雄「通称による署名」手形小切手判例百選八頁。古い判例には、取引上本人がその名称を慣用していた場合には、その名称で手形行為をなしたときも、その手形行為は本人の行為と解するものがあり（大判大正一〇・七・一三民録二七輯一三一八頁）、最高裁では、他人名義が一般に取引上慣用され周知されていなくても、手形取引だけで他人名義の慣用があれば、その者の署名として責任を負うとした（最高判昭和四三・一二・一二判時五四五号七六頁）。

（3）江頭憲治郎「名板貸人名義の偽造手形について商法二三条の適用が認められた事例」ジュリスト四五五号一二三頁。

四　名板貸人の責任の範囲

次に取引の第三者が名板貸人に責任を追求しえる具体的場合について検討しておこう。

名板借人のなした行為について、名板貸人が第三者に責任を負うのは、名板貸人と名板借人との間に名義使用の許諾とい

う内部関係が存したからである。すると、名板貸人は名板借人に許諾した営業以上に名板借人の行為全部について責任を負うべきではない。むしろ名板貸人の責任は、名板貸人の許諾した範囲に限定されるとすべきである。

たとえば、名板貸人がある商号で、ある種目の営業をしているときに、その商号を他人に許諾した場合でも、それによって負う名板貸人の責任の範囲は、その種目の営業に限られ、他の種目には及ばない。また、商号に、支店、営業所或いは出張所などの名称を付加して使用する許諾をした場合には、その責任の範囲も当該支店、営業所、出張所の営業の範囲に限られると解すべきである。最高裁判所の判例も、ミシンの製造販売を目的とする被上告会社から、同会社北海道営業所という名称を用いて、ミシンの販売をすることを許されていた名板借人が被上告会社の目的としていない電気器具の販売をも営み、上告人と取引した場合において、「自己の商号を使用して営業をなすことを許諾した者は、その者の営業の範囲内の行為についてのみ商法二二条の責任を負うものと解するのが相当である」と判示して、電気器具の販売に関する責任を認めなかつたが、[1] 名板貸人の責任は、常に許諾の範囲に限られるとする意味で妥当である。同様に名板借人から更に名板借りをした者、または、名板借人がその営業を譲渡した場合において、営業譲渡人がその商号を続用するときは、商号続用営業譲受人の行為について名板貸人の責任を肯定すべきではない。[2] 次に、名板貸人が、自己の氏名を使用して営業をなすことを許諾した場合には、その名板借人が営業のため振出した手形については当然責任を負わなければならないのかが問題となる。学説は、事業経営に必要な取引中には当然手形行為がふくまれることを根拠に、[3] かかる場合にも名板貸人による責任を認めているものが多く、[4] これに対する反対説は見当らない。判例もこれを肯定し、[5] 昭和四二年二月の最高裁判所の判決も、名板借人たる訴外人が、名板貸人たる上告人の意思にもとづかずに上告人名義で振り出した手形について、上告人は商法二三条により「善意の第三者である被上告人に対してその支払の責に任ずべきものであると解するのが相当である」としている。[6]

商法二三条が、「自己ノ氏、氏名又ハ商号ヲ使用シテ営業ヲ為スコト」と規定していることからみると、同条は、営業の

ために名板貸をした場合の規定であつて、営業には当然手形行為が含まれるから、名板借人が営業に関し手形を振出した場合に、名板貸人がその責任を負うとすることは当然である。

しかしこれとは異なり、他人に自己の名義を使用して手形行為をなすことを許諾した場合は、本条が営業をなすことの許諾ある場合であることから商法二三条の適用をあきらめ、民法の表見代理または表見法理一般によつて解決すべしとする判例、学説も存在している。(7) しかし多数の学説、判例は、商法二三条は、商法上の他の規定たとえば商法四二条、四四条、二六二条などと同様に、英米法における禁反言則を基調とするものであるから、その許諾が営業をなすことに関して与えられた場合の手形取引についても、また、本件のように手形取引に関して与えられた場合にも、商法二三条を適用または類推するのが妥当であると主張している。(8) 特に田中誠二博士は「なるほど商法二三条は、その法文上は営業のために名板貸をした場合に限つて適用されるように、定められているが、同条は、外観を信頼した取引相手方保護のために、このような事実と異なる外観を作り出したことに責任ある者に対して外観どおりの責任を負わせる趣旨であつて、いわゆる禁反言原則の一表現とも考えられる。そのように考えると、同条の立法理由を生かし、取引の安全を保護するためには、同条は、法文どおりに厳格に解すべきではなくて、できるだけ、社会的要求に合するように、拡張して解釈すべきである。すなわち営業について名板貸が行われ、その名称を使用して手形行為がなされた場合に限らず、単に手形行為だけについて、名板貸がなされた場合もその適用を認めるのが正当である。手形を取得して所持人となる者にとつては、その手形行為の名義人が、営業につき名板貸をしたか、単に手形行為についてのみ名板貸をしたかによつて区別的取り扱いを受ける理由は全くなく、手形の流通性強化という手形法解釈の理念からも、商法二三条の拡張解釈による適用は強く要請される。(9)」といわれるこれに対し、少数説は、手形行為は営業上の取引と切り離しても行われるとか、商法二三条の表現上、それは営業をなすことの許諾が前提であるという点などを理由としている。私は、名板貸人の責任が、相手方の過失の有無に関係なく認められる過失無関

係説に立つならば勿論、かりに、相手方の過失によつて免責されるという過失免責説に立つても、名板貸人の責任が認められる根拠は、名板貸人の表見的事実にもとづく相手方の信頼の保護というべきであるから、名板貸人が自己の名義を貸与することにより営業に関与しているという客観的事実がない場合についてまで、名板貸人の責任を肯定することは、不当にその責任を拡大するものである。もつとも田中博士も述べられる如く、手形所持人は、その手形行為の名義人が、営業につき名板貸をしたか、単に手形行為についてのみ名板貸をしたかは不明であるから、手形所持人の保護だけからすれば、かかる場合にも名板貸人の責任を認めることは意味がある。しかし、名板貸の規定は、営業のために名板貸をした場合についてのものであるから、そこにまで本条をそのまま適用することは不当であり、このような場合には（それが署名の代行の趣旨であろうと、自己の氏名を他人がその別名として使用することを許諾した場合であろうと）、単に名板貸人の手形振出の許諾という事実に、手形責任を認めれば足り、あえて本条の類推適用を求めるべきではないと考える。(10)

以上の如く、名板貸人が取引の相手方たる第三者に責任を負うのは、営業上の取引によつて生じた債務に限られるが、取引によつて生じたものであれば、その直接の効果として生じた債務だけに限らず、その不履行による損害賠償債務、または契約解除による原状回復義務も負うことになるが、(11) 名板借人の不法行為による損害賠償債務のように、取引関係以外から生じた債務は含まれないことは文言上からも明らかである。(12)

（1）最高判昭和三六年一二月五日・最高民集一五巻一一号二六五三頁。
（2）反対・東京地判下級民集七巻一〇号三〇九一頁。
（3）大隅健一郎＝河本一郎・増補手形法小切手法八七頁。
（4）大隅＝河本・前掲書八七頁、田中誠二・手形・小切手法詳論・上一八二頁、鴻常夫「署名と記名捺印」手形法・小切手法講座一三八頁。
（5）たとえば、神戸地判昭和二八年八月二九日下級民集四巻一二二二頁、名古屋高判昭和三二年一二月一四日高民一〇巻六九九頁。
（6）金融法務事情四七二号三六頁。
（7）最高判昭和四二・六・六判時四八七号五六頁、大阪高判昭和四三・三・二九金融法務五一二号四六頁、鴻「判批」ジュリスト三九八号二八三頁。

(8) 田中誠二「手形・小切手法詳論」上一八二頁、並木俊守「判批」週判六七号三頁、米沢昭「本件判批」昭和四四年度重要判例解説ジュリスト四五六号九四頁、本間輝雄「判批」民商六一巻五号八一二頁、東京高判昭和四四・一二・二五下級民集二〇巻一一・一二号九五四頁、名古屋高判昭和三二・一二・一四高裁民集一〇巻一二号六九九頁、札幌地判昭和四五・一一・一八判時六一九号八八頁など。

(9) 田中・前掲書一八二頁。

(10) 最高裁判所昭和四二年六月六日判決・金融法務事情四八三号三一頁もこの立場に立つているが、その後の下級審判例には、かかる場合にも名板貸人に商法二三条の責任を負担させているものが多くみられる。大阪高判昭和四四年一〇月二八日判例時報五九三号八九頁、東京高判昭和四四年一二月二五日判例時報五八〇号七九頁、判例タイムス二四六号三一八頁、札幌地判昭和四五年一一月一八日判例時報六一九号八八頁。

(11) 最高判昭和三〇年九月九日最高民集九巻一二四七頁。

(12) 大隅・前掲書一九〇頁、高鳥・前掲書三〇四頁。